

## 修正対象物品の令和2年度における輸入数量

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の8第4項の規定に基づき、令和2年度の初日等から令和2年5月31日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

### 記

#### 1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	140,000 トン	22,239 トン	117,761 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	205,000 トン	29,346 トン	175,654 トン

#### 2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP(TPP11))(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
4	豚肉	オーストラリア	813 トン	137 トン	676 トン
5	豚肉	カナダ	273,815 トン	40,950 トン	232,865 トン
6	豚肉	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
8	豚肉	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉	メキシコ	120,757 トン	20,469 トン	100,288 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	19 トン	0 トン	19 トン
15	豚肉調製品	カナダ	33 トン	0 トン	33 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	8 トン	0 トン	8 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	5,667 トン	0 トン	5,667 トン
25	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	5,056 トン	0 トン	5,056 トン
26	オレンジ	発効国全体	39,000 トン	※ トン	- トン
27	SPF製材	カナダ	1,636,000 m <sup>3</sup>	181,379 m <sup>3</sup>	1,454,621 m <sup>3</sup>
28	パーティクルボード	ニュージーランド	67,200 m <sup>3</sup>	4,701 m <sup>3</sup>	62,499 m <sup>3</sup>
29	OSB等	カナダ	233,000 m <sup>3</sup>	32,649 m <sup>3</sup>	200,351 m <sup>3</sup>
31	合板	ベトナム	206,000 m <sup>3</sup>	21,200 m <sup>3</sup>	184,800 m <sup>3</sup>
33	針葉樹合板	カナダ	7,200 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	7,200 m <sup>3</sup>
35	針葉樹合板	ニュージーランド	62,400 m <sup>3</sup>	959 m <sup>3</sup>	61,441 m <sup>3</sup>

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
38	豚肉	欧州連合	388,101 トン	63,399 トン	324,702 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	5,076 トン	744 トン	4,332 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	2,611 トン	216 トン	2,395 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,267 トン	23 トン	2,244 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	※ トン	－ トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
45	豚肉	アメリカ合衆国	305,378 トン	49,176 トン	256,202 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	2,155 トン	257 トン	1,898 トン
47	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	1,100 トン	0 トン	1,100 トン
48	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	1,000 トン	0 トン	1,000 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	37,050 トン	※ トン	－ トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1に規定する項番号。
  - ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
  - ・3の項、37の項及び44の項(牛肉)は、別途公表。
- ※26の項、42の項及び49の項(オレンジ)は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。